

玉東町地域防災計画
〔第 1 部 一般災害対策編〕
令和 8 年度修正
玉東町防災会議

第 1 章 総則

第 1 節	目的	2
第 2 節	防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務	2
第 3 節	計画構成	3
第 4 節	玉東町の災害要因と被害状況	3
第 5 節	玉東町の気象災害の特性	4
第 6 節	計画の内容	4
第 7 節	計画の修正	4
第 8 節	計画の周知徹底	4
第 9 節	計画の通知	4

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	水害予防計画	5
第 2 節	火災予防計画	5
第 3 節	災害危険地域指定計画	6
第 4 節	防災業務施設整備計画	7
第 5 節	物資・資機材整備・調達・輸送計画	8
第 6 節	防災知識普及計画	9
第 7 節	自主防災組等育成備計画	9
第 8 節	防災訓練計画	1 1
第 9 節	避難行動要支援者等支援計画	1 2
第 1 0 節	防災関係機関等における業務継続計画	1 4
第 1 1 節	受援マニュアル	1 5
第 1 2 節	公共施設等災害予防計画	1 6

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画	1 7
第 2 節	職員配置計画	2 1
第 3 節	応援要請計画	2 5
第 4 節	自衛隊災害派遣要請計画	2 5
第 5 節	緊急消防援助隊出動要請計画	2 7
第 6 節	気象予警報等伝達計画	2 7
第 7 節	情報収集及び被害報告取扱計画	2 8
第 8 節	広報計画	3 0
第 9 節	水防計画	3 1
第 1 0 節	消防計画	3 1
第 1 1 節	避難計画	3 2
第 1 2 節	災害救助法等の適用計画	3 7
第 1 3 節	救出計画	3 8
第 1 4 節	遺体捜索及び収容埋葬計画	3 9
第 1 5 節	医療救護計画	3 9
第 1 6 節	災害廃棄物処理基本計画	4 0
第 1 7 節	義援金品募集配分計画	4 0

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	公共土木施設災害復旧計画	4 1
第 2 節	農林水産施設災害復旧計画	4 1

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、玉東町において、防災に関し町及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、町土の保全、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務

町及び町内の公共的団体並びにその他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務または業務を処理する。

機 関 名	事 務 ま た は 業 務
玉東町 及び 玉東町消防団	1 町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他町の所掌事務についての防災対策 8 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
各行政区の行政業務協力員	1 地域の防災情報の伝達、連絡及び災害の報告 2 防災要員の確保 3 自主防災組織の活動促進
熊本県（玉名地域振興局・土木部・保健福祉環境部）	1 所掌事務についての防災対策
玉名警察署	1 災害時における治安、交通、通信等警察行政に関する対策
有明広域行政事務組合消防本部	1 火災予防等各種災害予防 2 水、火災等の応急対策 3 罹災者救出等被害者の救出救護
玉名農業協同組合	1 農産関係の被害調査又は協力 2 農作物の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、又は斡旋 4 避難所の提供
郵便局（株）玉東郵便局	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における救護対策及び融資

学校・保育園	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び訓練、被災時における教育対策 2 園児、児童、生徒の安全確保
電力供給機関 (九州電力(株)玉名営業所、九州電力送配電(株)玉名配電事業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
NTT 玉名株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
医院	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者等に対する資金融資及びその他の緊急措置
危険物施設及びプロパンガス、火薬類等の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備

第3節 計画構成

本計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画とする。

第4節 玉東町の災害要因と被害状況

1 災害要因

玉東町は、地理的には熊本県北部、玉名郡の東南端に位置し、東は熊本市植木町に、西は玉名市、南は吉次峠、三ノ岳を経て熊本市河内町に連なる金峰山オレンジベルト地帯の一角をなし、南から北に向かって緩やかに傾斜するこの地帯は、安山岩植壤土で、柑橘栽培に適した環境に恵まれて、一大集産地を形成し、北は和水町、山鹿市に接している。

町の中央部を JR 九州の鹿児島本線と国道 208 号線が平行して東西に走っており、これらを中心に店舗、住宅街が形成されている。このような地勢にある本町は、木葉川の河川改修がまだ未整備であり、梅雨期には集中豪雨時における短時間の増水による河川堤防の決壊、田畑地帯の冠水による被害等、いまだ危険要因は残されている。ここ数年、梅雨時による大雨の被害は地球温暖化の影響も一要因と重なり、これまでの水害の歴史を塗り替えるような豪雨とそれに伴う被害に見舞われているのが現状である。また、台風期には台風の進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらす強風域となる。

第5節 玉東町の気象災害の特性

玉東町における気象災害は、おもに梅雨の大雨と台風によるものが多く、災害の発生時期は6月から10月にかけてである。

1 梅雨の大雨による水害

梅雨に大雨をもたらすのは、東シナ海々上の暖かい湿った空気である。この暖かい湿った空気は、梅雨前線の活動が活発なときに熊本県の西側から舌状（湿舌という）となって流入する。流入した湿舌は、県の北側から東側にかけて連なる九州山地の影響を受け地域内に集中的な大雨を降らせる。

2 台風による災害

熊本県では、台風が県内を通過するかあるいは九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が発生する。災害は風雨によるものが多い。一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害は少なく大雨による災害が発生する。台風の接近や上陸は夏から秋にかけてが普通である。

第6節 計画の内容

この計画は、本町における防災対策の現況を把握して、これらに対してとるべき方向を明らかにするとともに、災害時における本町防災対策の基本計画として、災害予防から復旧までの計画を網羅し、かつ従来の水防計画を本計画の一環として位置づけをした。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、玉東町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができるものとする。

なお、本計画は、災害対策基本法その他防災関係諸法令の趣旨に則り、各種の計画を総合的に網羅する一方、努めて重点的実用計画とするよう配慮した。

第7節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときは適宜修正するものとする。

第8節 計画の周知徹底

この計画の内容については、町職員全員及び関係機関・関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるよう配慮するとともに、災害応急対策に必要な職員等の訓練を十分実施するものとする。また、特に必要な事項については、地域住民への周知及び教育訓練を実施する。

第9節 計画の通知

地域防災計画を作成し、または修正した場合は、速やかに関係地方公共団体・関係行政機関及び関係公共機関等に通知するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1 土砂崩れ、がけ崩れ対策等（建設課）

道路あるいは住宅に面して急傾斜地の存在する地区は、特にがけ崩れによる危険性が考えられるが、豪雨時には十分な警戒をし、特に人畜に被害がないよう通報連絡体制を確立するものとする。

また、被害を最小限に食い止めるために土砂災害警戒区域等として指定し、災害を未然に防ぐため県あるいは国庫補助事業等により整備を推進する。

同様に、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区についても指定し、災害予防の整備に努めるものとする。

2 河川堤防護岸対策（建設課）

町内各河川に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡等については、町水防計画によることとする。

また、重要水防箇所として、主要水防区域をAランク、Bランクに区分し、洪水による水災を警戒防禦し、被害を最小限に食い止めるよう、水防団としての消防団の体制を整備し、その対策を講じるものとする。

3 道路橋梁対策（建設課）

（1）道路対策

本町道路は、町水防計画に定める箇所において、特に集中豪雨による冠水・洗掘のおそれがある。

よって、車両通行障害や不能をも考慮した道路及び道路側溝の補修整備を図る。なお、河川沿いの道路は、護岸決壊による道路損傷が発生しやすいので、護岸擁壁の保持については常に注意を払い、逐次改良並びに新設を行うこととする。

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

（2）橋梁対策

本町橋梁は、整備から40年を経過した橋梁が多く、交通形態に合わせた改善策が求められている。令和7年度までに橋梁点検を終えており、今後、補修等を行い、健全性を確保する。

また、日常の点検や法定点検等も交え、逐次改良並びに新設を行うこととする。

第2節 火災予防計画

1 火災予防思想の普及徹底

（1）火災予防運動

火災を未然に防止し、被害の軽減を図るためには、火災予防対策を強力に推進しなければならない。例年、全国一斉に行われる。

春秋2回の火災予防運動にあたっては、広報紙への掲載や町内防火パレードなどのほか、各家庭へのチラシの配布を行い、住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防火機器等の

普及を図る。

(2) 自主防災体制の整備

住民及び事業所の自主防災組織の結成及び情報伝達訓練や地区防災計画の作成等の講習会を行うことにより組織リーダー育成及び体制強化に努める。

2 火災予防対策の推進

消防署員、消防団員は、町内の防火対象物を把握するとともに、綿密な査察実施計画を樹立して、当該計画に基づく立入り検査を実施し、防火管理体制、消防用設備等についてその適正な維持管理、基準不適合状態の是正、重大な欠陥のある対象物に対する措置命令等を強力に推進するよう指導する。

3 消防力の充実強化

(1) 消防力の現況（令和8年4月1日現在）

消防団 団長	1名
副団長	2名
分団長	7名
副分団長	15名
団員	165名（女性消防隊13名・役場機能分団10名含む）
合計	193名
小型動力ポンプ	16台
ポンプ積載車（軽）	13台
広報車（普通）	1台
消防水利	238箇所（消火栓158、防火水槽68、その他の水利12）

(2) 消防機械施設整備計画

老朽化した防火水槽、小型動力ポンプ等の整備及び消火栓の設置等消防機械施設の整備促進を図る。

(3) 消防団組織の活性化計画

消防団員数は、少子化及び町外転出等で減少傾向にあり、また団員のほとんどが勤務者であることから、今後も随時組織を再編し、現状に即応できるよう、より機動的な消防団の運営に努めていくこととする。

また、各団員の消防意識を強化し、消防組織の維持・強化を図るとともに、役場職員による定期的な機能分団機材等の点検・整備を行い組織の強化を図っている。

4 消防団員の教育訓練強化

新入団員等規律訓練、非常招集訓練年2回、年末警戒巡視訓練、出初式通常点検・機械器具点検等のほか、必要に応じて、水防訓練・震災訓練等を実施する。

また、熊本県消防学校における教育実習も積極的に参加し、必要な知識を習得する。

第3節 災害危険地域指定計画

この計画は、洪水及び地すべりにより災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1 災害危険地域の現況（建設課）

- (1) 河川で危険と思われる箇所は、水防計画に定めるとおりである。
- (2) 路面冠水により危険と思われる道路は、水防計画に定めるとおりである。
- (3) 土石流の流出、地すべり、急傾斜地崩壊の発生により危険と思われる地域は、水防計画に定めるとおりである。

2 危険区域の巡視等（建設課）

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員（消防団員）を配置するものとする。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、町水防計画の定めるところによる。

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防や消防等に必要な防災拠点整備、通信施設及び各種機材器具等の整備または推進に関するものである。

1 水防施設（総務課・建設課）

水災を防禦し、または被害の軽減を図るために、応急対策の円滑化を期する必要がある。そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、遂次これらの整備促進を図るものとする。

(1) 水防倉庫

番号	倉庫名称等		住 所
1	木葉校区	玉東町役場西側倉庫	玉東町木葉759番地
2	山北校区倉庫	玉東分署前倉庫	玉東町二俣101番地

(2) 水防備蓄資材

町の所有する水防備蓄資材は、水防計画に定めるとおりである。

2 防災施設（総務課）

災害時に必要な水や食料、毛布等の災害時に必要な必要最低限の物資を保管し災害に備えるものとする。

(1) 防災倉庫

番号	倉庫名称等		住 所
1	木葉校区	玉東町役場西側プレハブ防災倉庫	玉東町木葉759番地
2	木葉校区	稲佐防災倉庫	玉東町稲佐132番地7
3	山北校区	上白木防災倉庫	玉東町上白木165番地3
4	山北校区	原倉防災倉庫	玉東町原倉1120番地1
5	山北地区	二俣防災倉庫	玉東町二俣1793番地3

(2) 備蓄資材

町の所有する備蓄資材は、別に定める。

3 消防設備（総務課）

「消防力の整備方針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう強気に推進するものとする。

4 通信設備（総務課）

防災行政無線施設を活用し、情報を正確かつ迅速に伝達することで、防災業務に対処できるよう努める。

また、これまで使用していたアナログ式防災行政無線から令和3年12月にデジタル方式へ移行し、携帯電話へのメール送信やアプリ連携を行いながら、高齢者世帯等に対しての戸別受信機と併用し情報を発信する。

5 防災拠点（総務課・企画財政課・建設課）

大規模災害が多発する中、感染対策の実施により、避難所の確保や分散避難の必要性が高まっており、町においても多様な災害に対応できる防災拠点の整備促進を図るものとする。

第5節 物資・資機材整備・調達・輸送計画

大規模災害が発生し、物資や資機材の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、町民や事業所に対して、必要な食料や飲料水、生活必需品を備蓄するよう啓発するとともに、町においても初期の対応に必要な物資や資機材を整備することや、災害時応援協定を他自治体、民間事業者と交わし調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 住民が、平時から最低3日間の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 住民の備蓄を補完するため、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- (5) 災害時における業務継続の観点から、それぞれの防災対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。
- (6) 物資・資機材の輸送等については、関係機関、民間事業者と連携し、車両の確保及び配車計画の策定などを行い迅速かつ円滑な調達・輸送体制を構築するものとする。
- (7) 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、炊き出し用具、段ボールベッド、毛布、パーティション、乳児用粉ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、公表するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

2 食料、生活必需品に関する供給方針

(1) 応急給水

大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

(2) 飲料水以外の生活用水の確保

上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第6節 防災知識普及計画

防災に関し、関係機関職員及び一般住民のより一層の自覚と理解を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚、風水害や火災等一般災害に関する防災意識の普及徹底を図るものとする。

その際には、教育機関、民間団体等との連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点等を踏まえ、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施するとともに、自主防災組織を主体とした地区防災計画の作成の推進を行う。

1 普及の方法

防災知識の普及にあたっては、次の媒体を利用して行なうこととし、関係報道等の協力を得るとともに、防災ハンドブック、体験型学習や県作成のくまもとマイタイムライン等様々な手段の活用に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

- (1) 報道機関の利用(新聞、テレビ、ラジオ等)
- (2) 防災行政無線の利用
- (3) 印刷物の利用(町広報紙、総合防災マップ、関係機関の機関紙及びその他チラシ等の印刷物)
- (4) 広報車の巡回
- (5) 自主防災組織、防災士会や自主防災組織活動支援員の活用など社会教育の活動や会合、その他各種研修会、講習会などの機会を活用する。
- (6) リアルハザードマップの設置
- (7) Web版ハザードマップの作成

2 普及内容

- (1) 町地域防災計画の概要
- (2) 災害予防及び応急措置の概要
平時から、地域住民等への災害予防に関する予防知識の普及・啓発を徹底するものとする。

- (3) 建築物に関する各調査の周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険被害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

3 普及の方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関などの協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

4 普及の時期

普及の内容により、最も効果がある時期を選んで行う。

第7節 自主防災組織等育成計画

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人

ひとりの「自らの命は自らが守る」という意識に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが重要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで大規模な災害、事故等に備えるものである。

1 地域住民の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化

町は、自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。また、自主防災組織と消防団や事業所との連携体制の構築に努め、災害時に自主防災組織と連携して活動が円滑に行われるよう活動状況を把握するとともに、訓練等を通じて連携体制を確保するものとする。

おって、自主防災組織の核として活動が期待される防災リーダーの育成を図り、地区防災計画策定を推進するとともに各地域の防災訓練や防災教育等への参加・活用を図るものとする。

(2) 組織の編成単位

町民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが望ましい規模であることから、行政区単位を基本に組織づくりをしており、基礎的な日常生活圏域としての一体性をもって活動するものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

(3) 組織づくり

町民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であるとともに、基礎的な日常生活圏域としての一体性をもてる規模であることが望ましく、現在の行政区単位を基本とした組織づくりを推進するものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

(4) 活動計画策定の推進

組織の効率的な活動を具体化するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画の策定を推進する。

(5) 活動内容

① 平時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練
- (ウ) 情報の収集伝達体制の整備
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- (カ) 避難行動要支援者の把握

- (キ) 地域消防団等組織との連携促進
- (ク) 自主防災組織活動支援員を活用した事例紹介や講演
- (ケ) 地区防災計画策定に向けた取り組み

② 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況収集及び町への伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達
- (エ) 地域住民の安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者等に対する避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

2 事業所の自衛消防組織等

法令により自衛消防組織等の設置の義務がない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

第8節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 訓練の種類

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救助及び救護訓練
- (5) 情報伝達訓練
- (6) 安否確認、避難所運営訓練
- (7) その他必要な訓練

2 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町及び消防・防災関係機関は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

3 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震災害を想定した避

難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

4 訓練の時期

訓練は、最も効果のある時期を選んで実施するものとする。例えば、水防訓練については、洪水が予想される梅雨期の前、消防訓練については、気象条件等から火災の多発または拡大が予想される時期の前などに行うのが適当である。また、震災等を想定した一般町民を対象とする避難訓練は定期的に行う方が望ましい。

5 訓練の場所

訓練は、最も訓練効果を挙げ得る場所を選んで実施するものとする。例えば、洪水の危険がある地域または火災危険地域等それぞれの活動が強く要請される場所を選定するものとする。

6 実施の方法

訓練は、町単独又は他の機関や一般町民と協力連携して、1に掲げる種類の訓練を一部または複数を組合せ、図上または実地の方法で適宜実施するものとする。

7 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第9節 避難行動要支援者等支援計画（個別避難計画の策定）

災害発生時もしくはそのおそれがあるとき、自分ひとりでは状況に応じた避難行動がとれないと予想される避難行動要支援者に対する避難支援は重要な課題である。

町は横断的な協力体制を取りながら、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援に関する全体的な組織体制を定めた「玉東町避難行動要支援者避難支援計画」等に基づき実施する。また、併せて個人毎の「個別避難計画」の策定を行い災害の内容に合わせたスムーズな避難ができるような体制の整備を図る。

1 避難行動要支援者等支援体制の整備

（1）避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の登録推進に努めるとともに、玉東町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

（2）避難行動要支援者名簿の作成

町は、玉東町地域防災計画の定めるところにより、総務対策部と救護対策部との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿のペーパー化と「データ」のバックアップ体制を構築するとともに名簿情報

の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生の備え、避難支援等の実施に必要な限度で、玉東町地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社協、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することが出来るものとする。

また、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達にあたっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を個別避難計画に定めるものとする。

また、町は、自助、共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ福祉避難所の協定事業所や消防団等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、地区等、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日頃から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・地区等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなどの避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日頃から社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、町は、あらかじめ社会福祉施設、デイサービスセンターなどの通所施設等と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた福祉避難所の指定を進め、住民への周知徹底を図るとともに福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとし福祉避難所の避難者については、災害毎、施設毎の避難支援者の個別避難計画に基づき指定を行う。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施するものとする。

(6) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレトーパー等の生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を作成するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品やお粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

(7) 感染症予防対策

指定避難所施設では、手消毒及びマスク着用を行うとともに、避難者による密集を避けるため、一定の距離をとる事やパーティション等の設置により感染症予防を実施する。

また、各指定避難所には体温計による定期的な検温を行うとともに、保健師や医療従事経験者の配置または巡回による健康観察を行い、感染症予防に努める。

第10節 防災関係機関等における業務継続計画

大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うために、業務継続計画（BCP）を定め

るものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第11節 受援マニュアル

大規模な災害が発生した場合、町は職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められることから、令和2年3月に策定した「玉東町受援マニュアル」に基づき、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。

また、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

- (1) 総括（共通）
 - ア 応援要請の手順
 - イ 受援体制（ア） 受援組織の設置（イ） 受援組織の構成、役割
 - ウ 応援の人的・物的資源の管理体制
- (2) 人的支援
 - ア 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
 - (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
 - イ 応援職員の活動環境の確保 応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保
- (3) 物的支援
 - ア 調達先の確認・確保、要請手順
 - イ 受入拠点の確保
 - ウ 受け入れに必要な人員・資機材の確保等受援体制
- (4) 被災市町村への支援
 - ア 応援組織の設置
 - イ 市町村の受援対象業務の把握
 - ウ 県内市町村や他都道府県等との連絡収集体制
 - エ 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ
 - オ 体制が十分でない市町村への受援業務の支援
職員派遣による被災市町村のニーズ把握

第12節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響はきわめて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図るものとする。

また、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 防災組織

(1) 玉東町防災会議

町の防災を総合的に推進するため、災害対策基本法第16条の規定に基づいて組織するものであり、防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。

① 玉東町災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、町長を本部長として、町職員及び消防団員で組織するものであり、水防、消防、災害救助、その他災害応急対策活動を実施する。

2 玉東町の災害対策系統

(1) 町災害対策本部と防災関係機関との協力系統

玉東町の地域に災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合、町災害対策本部と町防災会議を構成する防災関係機関等は、町内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

(2) 町災害対策本部と町水防本部との相互関係

災害の種類は、暴雨、豪雨、洪水、地震等があるが、これに対処するための組織として、災害対策基本法に基づく町災害対策本部があり、一方、主として水災に対処するための組織として、水防法に基づく町水防本部がある。これらの相互関係については、災害対策の一元的な推進を図る観点から、町長においてその設置運営を統制するものとする。

3 玉東町災害対策本部

町災害対策本部の組織及び編成等は、「玉東町災害対策本部条例」等の定めるところによる。

(1) 設置基準

災害の状況に応じ、町長が必要と認める場合に町役場内に設置する。

(2) 編成

① 本部に本部会議を置く。

② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

③ 本部長は本部の事務を分掌して推進するため必要があると認めるときは、対策部を置く。ただし、災害の種類または規模により必要な対策部のみを置くことができる。

④ 対策部に部長、部員を置く。

(3) 災害対策部の分掌事務

各災害対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりである。

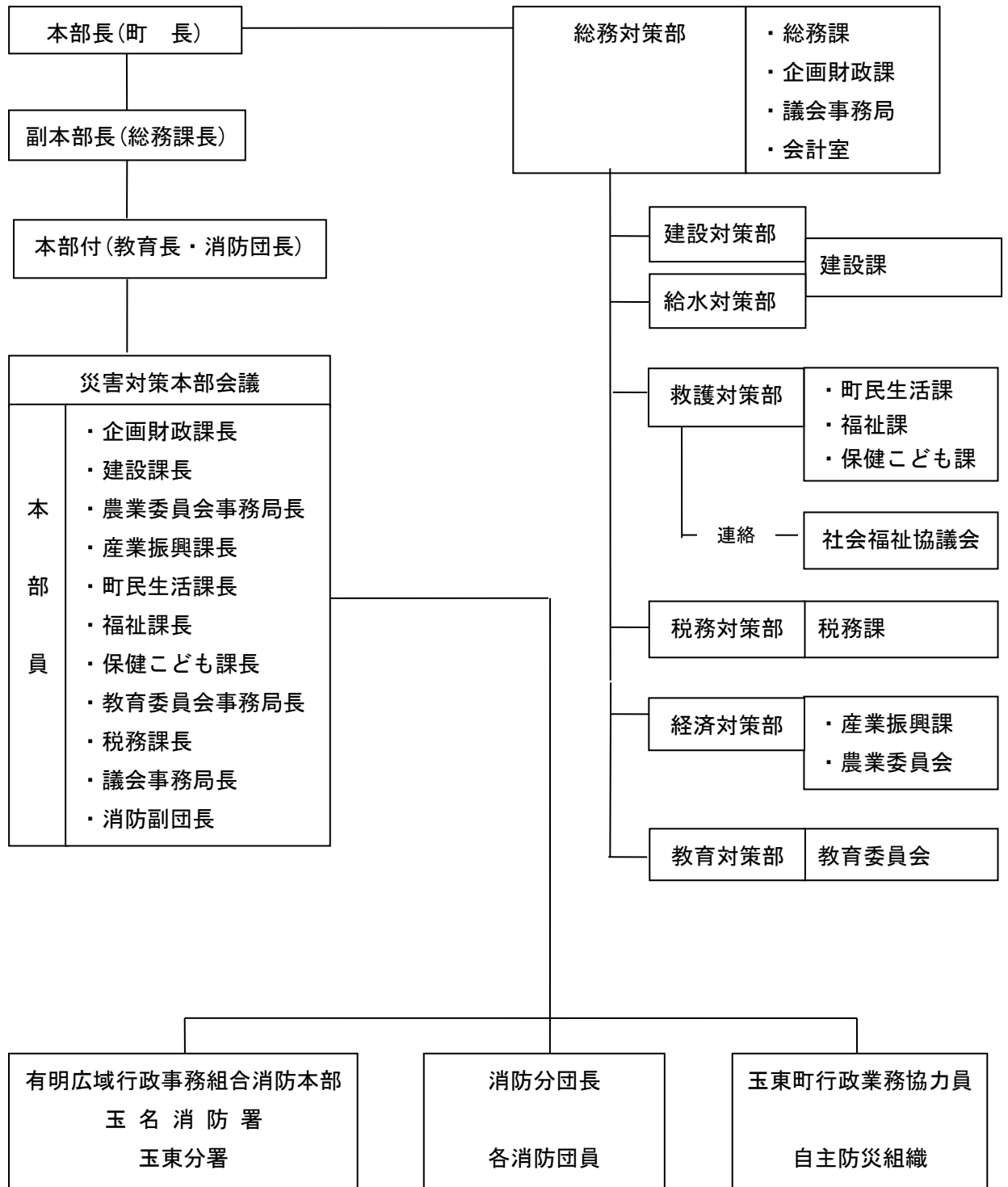
対策部名	課名	所掌事務
総務対策部	総務課 企画財政課	災害対策全般に関すること 災害対策本部全般に関すること 災害対策に係る連絡調整及び統制 災害・気象情報等の収集及び伝達 職員の動員及び派遣に関すること 災害関係経費の予算措置に関すること 消防(水防)団の指揮監督(動員及び配置)に関すること 防災関係機関との連絡調整 動員職員の食料の確保補給 避難所の設置・確保及び連絡調整 応急対策物品の購入出納に関すること 国、県等の罹災見舞い及び視察対応 災害写真等の撮影及び記録の整理 災害に係る電算情報の処理 被災者台帳に関すること 受援に関すること 本部長の命令伝達に関すること 本部長等の災害視察に関すること 広報活動に関すること 陳情書の作成に関すること その他、他の部に属さないこと
	議会事務局	災害に関する議会事務局事務分掌全般 議会関係機関の視察に関すること
	会計室	義援金・見舞金の保管に関すること 災害に関する支出事項
建設対策部	建設課	水防及び応急資材の確保並びに輸送に関すること 交通途絶時の応急対策に関すること 土木に関する災害情報及び被害報告に関すること 土木施設災害復旧事業の総括 道路・橋梁・河川堤防等に関すること 簡易水道・合併浄化槽等の災害応急対策 救出・救助機械の調達、労務調達全般 建築物の災害予防及び応急修理 応急仮設住宅の設置に関すること 罹災証明書に係る住宅等被害認定に関すること 避難所の設置・運営に関する支援
給水対策部	建設課	被災者への飲用水、医療用水及び生活水の供給体制整備

<p>救護対策部</p>	<p>町民生活課 福祉課 保健こども課</p>	<p>日赤等医療保健機関との連絡調整に関すること 応急食糧の確保及び調達に関すること 被災者の保護、収容に関すること 応急物資(被服・寝具・生活用品等)の斡旋処理に関すること 障がい者・高齢者等の避難誘導・搬送・収容に関すること 社会福祉施設等の被害状況の把握～報告 義援金(品)の受付配分に関すること ボランティアの登録受付に関すること 保育園の被害状況の把握～報告 保育園児に対するケア 災害救助法に基づく諸対策全般 被災者の保護、収容に関すること 衛生関係機関に係る被害状況の把握～報告 罹災地区の防疫に関すること 災害時のごみ処理に関すること 食品衛生・飲料水に関すること 被災地区のし尿処理に関すること 死体の収容・火葬等に関すること 避難所の設置・運営に関する支援 住宅解体(公費解体)に関すること 感染症予防に関すること</p>
<p>税務対策部</p>	<p>税務課</p>	<p>土地・家屋等の被害調査及び情報収集 被災者の町税に関する措置事項</p>
<p>経済対策部</p>	<p>産業振興課 農業委員会</p>	<p>農林水産関係の被害状況の把握～報告 農地及び農業用施設の応急措置に関すること 罹災農家の金融対策に関すること 災害時の輸送運搬業者等との連絡調整に関すること 罹災商工業者に対する金融対策に関すること</p>
<p>教育対策部</p>	<p>教育委員会</p>	<p>児童生徒等の応急教育対策に関すること 学校用教材・学用品等の斡旋調達 児童生徒に対するケア 文化教育施設の被害状況の把握～報告 社会体育施設の被害状況の把握～報告 指定文化財の被害状況の把握～報告 自治会公民館の被害等に関すること 児童生徒の感染症予防に関すること</p>

玉東町災害対策本部組織構成図

本部会議

各対策部



第2節 職員配置計画

災害が発生するおそれ、または発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1 職員配置体制の整備

町並びに防災関係機関は、災害発生のおそれ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部または全部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようにあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2 町職員の配置

(1) 災害発生のおそれのある場合の配置

① 総務課長は、次に掲げる場合は、必要に応じ関係課長を招集し、情報を検討のうえ町職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、気象予警報伝達計画に基づき、注意報または警報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動に当たらせるものとする。このため、災害処理に関係を有する課長は、所属職員の応急措置に関する担当事務及び職員待機要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

ア 災害発生のおそれがある警報が、熊本地方気象台から発表されたとき。

イ 火山爆発または地震の危険が予知され、これらに関する情報が発表されたとき。

ウ 災害発生のおそれがある異常気象の通報が防災関係機関等からあったとき。

エ その他町長が必要と認め指示したとき。

② 関係課（局）長による配置

災害処理に関係を有する課（局）長は、前記①によるもののほか、職員の配置を必要と認められた場合は、所属職員を配置するものとする。

(2) 災害発生時における配置

① 災害関係課（局）長は、災害が発生した場合は、所属職員の一部または全部を指揮監督して応急措置に従事するほか町長または上司の命があった場合、直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。

② 職員は、災害が発生した場合には、進んで所属の上司と連絡を取り、または自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

③ 災害が発生した場合の職員の行動マニュアルについては、別に定める。

(3) 配置の基準

災害が発生するおそれまたは発生した場合における職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。

① 災害対策本部設置前の配置体制

ア 注意体制

レベル3警報や警戒レベル相当情報以外の警報（暴風、大雪、暴風雪に限る）が発表され、町長が注意体制をとる必要があると認めたときは、災害の防除及び被害の軽減を図るため、警報発令勤務表に基づき配置体制をとり、警報の伝達、災害情報並びに被害報告の収集に当たるものとする。……災害待機班

イ 警戒体制

レベル3警報や警戒レベル相当情報以外の警報（暴風、大雪、暴風雪に限る）が発表され、

かつ災害発生のおそれがある場合若しくは災害が発生した場合、又は気象解説情報（線状降水帯半日前予測）が発表された場合、災害待機班員のほかに、総務課及び建設課の職員を追加配置し、警報伝達、災害情報及び被害報告の収集等の災害応急対策の実施に当たるものとする。

② 災害対策本部設置後の配置体制

災害対策を強力かつ迅速に推進するために次により職員を配置する。

区分	配置基準	配置内容
第1配置	1 局地的な災害が発生し又はおそれがある場合 2 その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示した場合	本部設置前の警戒体制では困難な場合で、次の体制に円滑に移行できる体制とする。配置員数はその状況によりその都度各部長が指示する。
第2配置	1 局地的な災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合 2 レベル4危険警報が発表された場合 3 その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示した場合	第一配置では困難な場合で、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。配置員数はその状況によりその都度各部長が指示する。
第3配置	1 広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合 2 本部長が当該配置を指示した場合	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が強力に推進できる体制とする。

③ 災害対策の体制を構築するとき(災害の種類別)

配備の形態	体制名	風水害	震災(町内)	火災	その他
消防団役場班	消防団第1出動体制	風水害が発生し、必要と認めるとき	-	火災が発生し、必要と認めるとき	行方不明等その他災害が発生し、必要と認めるとき
災害対策班	勤務中(できるだけ)				
	勤務外(地元災害時)				
災害対策連絡室	警戒体制 (災害待機班+関係職員)	レベル3警報や警戒レベル相当情報以外の警報(暴風、大雪、暴風雪に限る)が発表されたとき 気象解説情報(線状降水帯半日前予測)が発表されたとき	震度4の地震が発生したとき	-	-
災害対策本部	第1配置体制 (避難活動を実施する時等)	局地的な災害が発生し又はおそれのあるとき	震度5弱以上の地震が発生したとき又は長周期地震動階級3が発表されたとき	-	-
	第2配置体制	局地的な災害が発生し被害が拡大するおそれのあるとき レベル4危険警報が発表されたとき	-		

	第3配置体制 全職員	広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大なとき	震度5強以上の地震が発生したとき又は長周期地震動階級3以上が発表されたとき	-	-
--	---------------	-------------------------	---------------------------------------	---	---

※消防団役場班…役場に勤務する現役消防団員

※災害対策班…役場に勤務する現役消防団員・及びOB

※災害対策連絡室…総務課・建設課の一部・警報発令時当番職員

※災害対策本部…条例に基づき組織化 ※災害ボランティアセンター…玉東町社会福祉協議会を中心に組織化(別途)

④ 災害対策連絡・災害対策本部等の設置場所

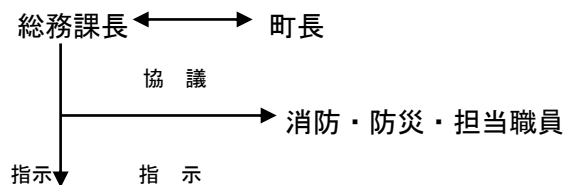
名称	施設名	管理者	住所	電話番号
災害対策本部	玉東町役場（3階大会議室）	総務課長	木葉759番地	0968-85-3111
災害ボランティアセンター	玉東町福祉センター	玉東町社会福祉協議会	木葉759番地	0968-85-3150
災害発生状況伝達サービス (火災・救急)	有明広域行政事務組合 消防本部	有明広域行政事務組合 消防本部指令課	荒尾市宮内字松ヶ浦 1027番地9	0968-69-0119

(4) 職員の招集

① 配置指令の伝達

災害対策連絡室(災害待機班)～警戒体制の確立

レベル3警報発表・震度4の地震が発生したとき

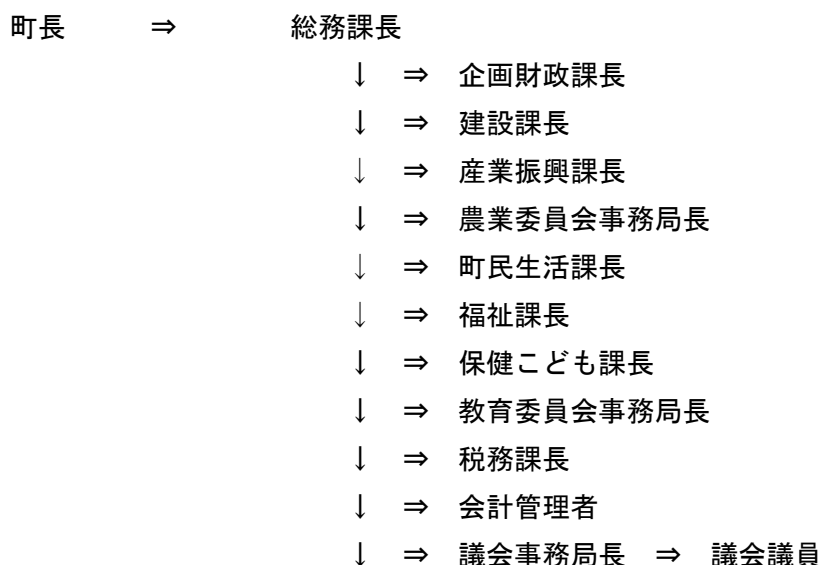


各課長・警報班（職員）

熊本県統合型防災システムによる緊急メール通報 ⇒ 災害対策連絡室(災害待機班)員

通報を受けた災害対策連絡(災害待機班)員のなかで、あらかじめ定められた災害時警報発令勤務表に基づき、総務課長が指示し、担当職員がその職務に就く。(ただし、勤務時間内は総務課が担当するものとし、勤務時間外については、17時15分から翌日8時30分までをもって交代とする。)

災害対策本部又は現地災害対策本部（第1・第2配置体制）の設置



災害対策本部（第3配置体制）の設置

全職員の参集を必要とする場合 5強以上の地震の発生
又は長周期地震動階級3以上の発表

町長 ⇒ 総務課長 ⇒ 防災担当（職員参集メール配信）又は各課長 ⇒ 所属職員

※指示がなくても、全職員登庁。

② 配置職員の招集方法

災害関係課長等は、所属職員の招集または連絡にあたっては、迅速かつ確な方法（参集メール・電話等）によるものとする。

(5) 配置の解除

災害応急措置等の配置体制の解除は、総務課長が指示する。

3 職員の応援

① 町長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各課長に所属する職員を、他の課に派遣することを指示するものとする。

② 災害対策基本法第67条により応援措置を実施するため、必要があると認めるとき、他の市町村に対して応援を要請することができる。

③ 災害対策基本法第68条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、県玉名地域振興局を通じて県知事に対して応援を要請することができる。

④ 災害対策基本法第69条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、政令で定めるところにより、その事務または町長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

4 職員派遣の斡旋等

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、知事または市町村長は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法29条の規定により他の地方公共団体、または国の機関の職員の派遣を要請することができ、また災害対策基本法第30条の規定により職員の派遣の斡旋を求めることができる。

① 町

災害応急対策または災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17、災害対策基本法第32条の規定及び玉東町受援マニュアルにより災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。

② 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第32条の規定により、県または市町村は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示（昭和51年3月自治省告示第118号）によるものとする。

③ 派遣職員に対する給与及び経費の負担

ア 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第18条による。

イ 県及び市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、地方自治法第252条の17第3項による。

5 被災市町村への職員派遣

大規模な災害が発生した場合、被災地災害対策本部の情報等により、被災市町村では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員派遣を検討・実施する。

6 職員の安全確認・健康管理等

大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、災害時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施する態勢の整備を図るとともに、職員の健康管理等にも配慮するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧、復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応援要請計画

大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援態勢の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速かつ適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、玉東町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、第1部第3章第4節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

3 緊急消防援助隊出動要請

緊急消防援助隊の出動要請については、第1部第3章第5節緊急消防援助隊出動要請計画によるものとする。

4 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援斡旋の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

5 応援の受入れに関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害時における自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

①天災、地災その他災害に際して、人命、身体または財産を保護するため、必要があると認めら

れるとき。

②災害の発生が目前に迫り、これが予防について緊急を要するため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

③この際、公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

2 災害派遣のフロー

町長は、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、町内の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう別記様式第1号により要求することができる。ただし、知事に要求ができない場合には、その旨及び災害の状況について、防衛大臣又は第8師団長に通知することができる。

町長 → 要請の要求 → 玉名地域振興局総務振興課または県危機管理防災消防課 熊本県知事 → 要請 → 第8師団長

3 災害派遣要請に含める事項

町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者、部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

4 災害派遣の要請手段

町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話若しくはFAXで行うことができるが、事後において速やかに文書を提出するものとする。

5 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助
- (2) 消火活動：航空機による消火
- (3) 水防活動：土のう作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開
- (6) 医療・防疫：応急救護及び除染車等による
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる
- (8) 給食：炊事車による
- (9) 宿泊活動
- (10) 入浴活動
- (11) 感染症予防対策

6 自衛隊派遣の終了

災害派遣活動について、下記の条件を満たした場合に自衛隊の派遣を終了する。なお、対策本部と自衛隊指揮官との協議により派遣を延長した場合はこの限りでない。

- (1) 人命救助の終了
- (2) 捜索活動の終了
- (3) 消火活動の終了
- (4) 物資輸送等に係る主要生活道路の復旧
- (5) 医療体制等の復旧
- (6) 給水活動等ライフラインの復旧

第5節 緊急消防援助隊出動要請計画

- 1 災害時において、町長は、災害の状況、町消防力及び熊本県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法及び緊急消防援助隊に関する政令の規定に基づき、速やかに、県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、県知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。
- 2 緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置するものとする。ただし、被災地が町以外の複数の市町村にまたがる場合には、県が設置するものとする。
- 3 町が緊急消防援助隊調整本部を設置する場合の構成員は、原則として、町長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、福岡市消防局指揮支援部隊長、熊本市消防局派遣職員とし、町長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部及び町災害対策本部と連携し次の事項をつかさどるものとする。
 - ① 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。
 - ② 関係機関との連絡調整に関すること。
 - ③ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。
 - ④ その他必要な事項に関すること。
- 4 緊急消防援助隊の集結場所及びヘリコプターの離着陸場は、玉東町営グラウンドとする。また、燃料補給体制については、県に支援を依頼するものとする。

第6節 気象予警報等伝達計画

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」）を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1 予警報等の定義

気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

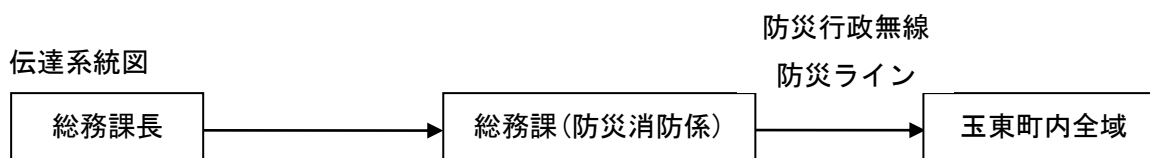
また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」等で発表される。

特別警報、危険警報、警報、注意報の名称と概要については、令和8年5月29日から施行運用される気象業務法及び水防法の改正によるものとする。

2 予警報の伝達系統

気象等の特別警報・警報・注意報は、原則として次の系統図により迅速、かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。ただし、注意報については、その種類、若しくは時期により関係機関等に伝達を必要としないものについてはこの限りでない。また、警報の種類によっては、必ずしもこの系統図によらない。

- ① 予警報の伝達手段
 - 町防災行政無線による伝達
 - 町広報車巡回による伝達
- ② 消防団ポンプ積載車等巡回による伝達



- ③ 予警報の取扱い

町長は、各機関から伝達を受けた警報、注意報等を活用し、速やかに住民に伝達するよう努めるものとする。特に特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。
- ④ 予警報等伝達責任者（総務課 防災担当者 1 名）

注意報及び警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、予警報伝達責任者を定める。
- ⑤ 異常発見時における措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したものは、直ちに自己または他人により町長または警察官に通報するものとする。（災害対策基本法第 5 4 条）

第 7 節 情報収集及び被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報または報告を行うものとする。なお、県への報告にあたっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により町長が県（県本庁又は地域振興局及び熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日付消防第 2 6 7 号）」の一部が改正され、地震が発生し、震度 5 強以上又は長周期地震動階級 3 以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、直接消防庁に対して報告するものとする。（平成 1 2 年 1 1 日 2 2 日付け消防第 9 8 号・消防情第 1 2 5 号消防庁長官による）

◎ 消防庁連絡先 03-5574-0119・FAX03-5574-0135（N T T）

6060・FAX6509（消防防災無線）

03-5253-7777（宿直室）

2 被害報告取扱責任者

被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を定める。ただし、その被害報告の取りまとめは、総務課（防災担当者）にて行うこととする。

3 被害等の調査

防災行政無線等の活用及び自主防災組織や地区からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、(1)の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。

- (1) 人的被害（行方不明者の数を含む）
- (2) 火災の発生状況
- (3) 家屋等の被災状況
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 土砂災害等の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 孤立集落の発生状況
- (8) その他市町村の業務継続に必要な情報

4 調査・報告取扱要領

被害状況調査には、町職員があたるものとし、地区別に調査班を編成する。なお、調査終了後速やかに総務課に提出し、最後に総務課にて集計を行う。

- ① 被害状況の調査にあたっては、各行政業務協力員及び消防団員と連絡をとり、脱漏、重複等のないよう十分留意すること。
- ② 必ず、写真等の明確な資料を残すよう心がけること。
- ③ 被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して適確を期すること。また、罹災者については、罹災世帯名簿（別記様式第2号）を作成すること。
- ④ 調査にあたっては、正確、迅速な調査ができるよう配慮すること。
- ⑤ 被害報告は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、熊本県被害報告取扱要領によって行うものとするが、至急の場合は、様式等にこだわらないものとする。

5 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6 応急対策活動情報の連絡

県(地域振興局又は熊本土木事務所経由)に対して文書で応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告するものとする。

7 防災関係機関等の協力関係

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

8 災害確定報告

応急措置完了後速やかに、県(地域振興局又は熊本土木事務所経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第8節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行なうよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として本章第6節情報収集及び被害報告取扱計画によるものとする。

4 町における広報活動

町は、収集した被災情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 災害の概況(被害の規模・状況等)
- ③ 台風等に関する情報
- ④ 防災体制及び応急措置に関する事項
- ⑤ 避難の指示(緊急避難場所・避難路の指示)及び避難時の留意事項
- ⑥ 電気、水道等供給の状況、復旧状況
- ⑦ 防疫に関する事項
- ⑧ 火災状況
- ⑨ 医療救護所の開設状況
- ⑩ 被災者支援に関する情報等
- ⑪ 道路河川等の公共施設被害、復旧等
- ⑫ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ⑬ 被災者支援業務に関する問合せ先
- ⑭ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の

広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等災害時要援護者にも配慮し、警報等が確実に伝わるよう、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 市町村広報媒体の利用（ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ等）

イ 防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）等による広報

ウ 広報車等による広報

エ 消防団による広報

オ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報

カ 広報紙、チラシ、ポスター等

キ 避難場所への職員の派遣

ク 自主防災組織等による広報

ケ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）サービスによる広報

コ 安否情報システムによる広報

サ その他状況に応じ効果的な方法

第9節 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）の趣旨に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定することにより、町内の洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

なお、玉東町水防協議会において玉東町水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。

第10節 消防計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1 実施機関

町長は、町内における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行うものとする。

2 活動計画

① 町は、消防施設及び消防職団員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。

② 町は、災害時における危険物等の保安についての適切な処置をとるとともに、熊本県消防保安課に状況を報告するものとする。

③ 林野火災に対応する空中消火

大規模な林野火災が発生し、または大規模となるおそれのある場合、町長は、知事に対し「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送並びに要員の派遣等を要求することとする。

3 相互応援協定

町長は、熊本県消防相互応援協定書（平成27年4月1日締結）の円滑な実施を図るため、隣接市町との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

第11節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑化させることを目的とする。

1 高齢者等避難（警戒レベル3）

災害の発生のおそれがあり避難が必要と推測される場合に、危険な場所から避難する時間を確保できるよう早めに発令を行うものとする。

2 避難指示（警戒レベル4）

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項）

② 町長が上記①に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合警察官は、避難のために立退きを指示したときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）

③ 災害派遣時の自衛官による避難の指示

警察官職務執行法第4条の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法に基づき災害派遣された自衛官の職務の執行について準用する。（自衛隊法第94条）

④ 洪水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県職員または町長は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。町長が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

3 避難情報の内容

避難情報は、次の内容を明示して行うものとする。

①要避難対象地域

②避難先

③避難理由

④避難経路

⑤避難時の注意事項

4 住民への伝達方法

①避難情報の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の

方法によるものとする。

なお、高齢者や障がい者等の災害時要援護者や一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

ア 防災行政無線による伝達周知

イ J-ALERTによる伝達周知

ウ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知

エ サイレンによる伝達周知

オ 広報車による伝達周知

カ 携帯電話メールサービス、防災アプリ等による伝達周知

キ 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送および電話等による伝達周知

ク 報道関係機関（コミュニティFMを含む）を通じての伝達周知

②避難情報の伝達系統組織については、気象情報等の伝達系統組織を準用する。

5 避難情報及び避難誘導の方法

① 避難情報の発令基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、「避難情報に関するガイドライン」の改定（令和3年5月）に基づき、警戒レベルを5段階に分けて発令する。なお、警戒レベルと避難のタイミングについては、「玉東町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル」で定めるものとする。

② 避難誘導の方法

避難誘導の責任者には、原則として消防団員が当たることとする。避難誘導は災害という特殊条件のもとに行われるものであるから、責任者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ行政区単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導にあたっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

6 避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準の概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

なお、避難所への収容においては、災害時要援護者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院、社会福祉施設や民間の宿泊施設等への収容についても検討を行うものとする。

① 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

避難場所の安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性や感染症に対する予防策を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置するとともに災害協定を締結した協力企業の事業所等についても避難所として設置をする。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、避難所を設置することができない場合には、隣接市町と協議し、収容の委託あるいは隣接市町の建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

②収容施設等

避難所は、学校、公民館、体育館等の公共施設等を応急的に整理して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

③収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者ならびに高齢者等避難・避難指示が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

④住民への周知

避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

⑤避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として町職員)を定めるとともに保健師や医療従事経験者の配置または巡回を行うものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

⑥避難所開設の報告

町長は、避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告しなければならない。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定期間

⑦避難所の管理運営

ア 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとする。

イ 避難所ごとにそこに収容されている避難所に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている車中避難者を含む避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。

エ 男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

オ 避難期間が長期化する場合、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

カ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

キ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

⑧車中避難者を含む避難所以外の避難者への対応

自主防災組織、消防団、防災士等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者状況を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うなど避難者を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど、避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

⑨災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の時間は、原則として最大限7日以内である。（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長があり得る。

⑩感染症予防対策

指定避難所では、手消毒及びマスク着用を行うとともに、避難者による密集を避けるため、一定の距離をとる事やパーティション等の設置により感染症予防を実施するものとする。

また、各指定避難所には体温計による定期的な検温を行うなど、健康観察を行い、感染症予防に努めるものとする。

7 町指定避難所

町指定避難所については、次のとおりとする。

対象地区	危険予想	水系名	町指定避難所		
			場所名	収容数 (2 m ² /人)	指定緊急 避難場所
木葉	溢水・地震・台風	木葉川	玉東町役場 (各階あるまちスペース)	120	○
木葉	溢水・地震・台風	木葉川	玉東町福祉センター	200	○
木葉	溢水・地震・台風	木葉川	木葉小体育館	200	○
木葉	溢水・地震・台風	木葉川	稲佐公民館	70	○

木 葉	溢水・地震・台風	木葉川	ふれあいの丘保健センター	500	
山 北	地震・台風	白木川	玉東町中央公民館	300	
山 北	地震・台風	白木川	玉東町民体育館	600	
山 北	地震・台風	白木川	玉東町武道館	250	
山 北	溢水・地震・台風	白木川	玉東中体育館	400	○
山 北	溢水・地震・台風	白木川	山北小体育館	250	○

8 福祉避難所

対象者	危険予想	避難者要 介護度	避難予定場所	
			場所名	収容数
個別	地震・台風	4.5	特別介護老人ホーム 葉山苑	10人程度
個別	地震・台風	4.5	このはリハビリ倶楽部	10人程度
個別	溢水・地震・台風	4.5	グループホーム はる	2人程度
個別	溢水・地震・台風	4.5	介護ホーム はぶの	4人程度
個別	地震・台風	4.5	多機能型施設 るぴなす	6人程度

9 要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設等の災害時に配慮が必要な者が利用し、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する施設については下記のとおり指定を行い避難確保計画の作成及び報告、訓練等の実施を促す。

要配慮者利用施設

施設名	施設の種類	施設利用者	避難確保計画
玉東中学校	学校施設	中学生	R2.8
木葉小学校	学校施設	小学生	R2.8
山北小学校	学校施設	小学生	R2.8
特別介護老人ホーム 葉山苑	福祉施設	施設利用者	R2.8
このは リハビリ倶楽部	福祉施設	施設利用者	R2.8
介護ホーム はぶの	福祉施設	施設利用者	R2.8
多機能型施設 るぴなす	福祉施設	施設利用者	R2.8

10 ヘリコプター発着予定地

ヘリコプター発着予定場所については、次のとおりとする。

また、熊本県防災消防ヘリコプター緊急運航要請書については、別記様式第3号のとおりである。

発着予定地名	所在地	面積（縦×横）	規模	備考
玉東町営グラウンド	玉東町白木 1-1	100 * 140	大	南プール・東公民館
木葉小学校	〃 木葉 1113	45 * 80	小	北校舎・東体育館
山北小学校	〃 上白木 370-1	70 * 110	中	北校舎・西体育館

第12節 災害救助法等の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 実施機関

災害救助はもとより国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。

また、この救助を迅速に行うため、災害救助法第30条の規定により救助の実施に関する知事の職権の一部を市町村長に委任することができることとなっており、同法第23条第1項に規定された全ての救助の種類の実施について委任されている。（熊本県規則第6号知事の権限に属する事務の一部を市町村長に委任する規則）

2 災害救助法の適用

①災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。

②被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊しまたは半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

熊本県地域防災計画資料編第4被害報告に準ずる。

ウ 世帯及び住家の単位

熊本県地域防災計画資料編第4被害報告に準ずる。

③災害救助法の適用手続

災害に際し、町における災害が①の適用基準に該当し、または該当する見込みがあるときは、町長は、県玉名地域振興局長を経由して直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

3 救助の種類及び実施方法

救助の種類及び実施方法については、熊本県地域防災計画一般災害対策編第12節災害救助法等の適用計画に準ずる。

4 災害弔慰金の支給等

玉東町災害見舞金の支給に関する条例、玉東町災害弔慰金の支給等に関する条例及び玉東町災

害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に定めるとおりとする。

第13節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任者

- ① 救出は原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- ② 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任者を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、または町長等に協力するものとする。
- ③ その他、災害救助法を適用した場合は、第3章第9節災害救助法等の適用計画によるものとする。

2 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- ① 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

ウ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地域に取り残されたような場合

エ 山津波により生き埋めになったような場合

- ② 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

3 救出の方法

- ① 町、消防職員・団員による救出

ア 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

ウ 救出が困難な場合は、速やかに隣接市町、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

- ② 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

5 応援の手続き

町長は救出作業が困難な場合、または機械器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

- ① 町長は、応援を受ける必要があると認めるときは、県玉名地域振興局長に対し要請を行うも

のとする。

② 大規模な救出作業を行う必要がある場合、直ちに県を通じて自衛隊の派遣要請を行うものとする。自衛隊の派遣要請の要領については、第3節自衛隊災害派遣要請計画に基づく。

第14節 遺体捜索及び収容埋葬計画

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして既に死亡していると推定される者を捜索し、または死亡者の遺体処理を行い、民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

死体の捜索及び処理等は、町長が警察機関、消防機関及び医療機関の協力を得て、二次災害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

2 死体の捜索

遺体の捜索は、町長が警察機関、消防機関の協力を得て行うものとする。具体的には、災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして既に死亡していると推定される者で、おおむね次のような場合とする。

- ① 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ② 災害の規模が極めて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
- ③ 行方不明になった者が、重度の身体障害者または重病人であった場合
- ④ 災害発生後、極めて短時間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合

3 遺体の処理

遺体の処理は、災害のため死亡した者の遺族が実施困難な場合、町長が関係機関の協力を得て刑事訴訟法等他の法令規定に基づいて実施するものとする。なお、通常遺体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。

具体的には、おおむね次のとおりである。

- ① 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
- ② 遺体の一時保存（保存場所は町長が指定する。）
- ③ 遺体の検案

4 遺体の埋葬

災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことが極めて困難な場合、町長が応急的な埋葬を行うものである。

第15節 医療救護計画

災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合、応急的な医療提供体制を確保し、罹災町民の医療保護を図るものとする。

1 実施機関

- ① 災害時における医療救護は、町長が行うものとする。
- ② 町限りで処理できないときは、隣接市町村、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 救護体制の整備

① 町長は、玉名郡医師会の協力を得て救護班を編成しておくものとする。

② 玉名郡医師会は、医師会員による救護班を編成しておくものとする。

3 救護活動

① 町長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。玉東町だけでは対応ができない場合、隣接市町に応援等を要請するとともに、県に応援協力を要請する。

② 町長は、被災地の状況により福祉センターに救護所を設置する。ただし、災害の状況に応じ必要な場合は、災害地に天幕等を張り救護所を設置するものとする。

4 費用の負担

医療救護活動（治療費を除く）に要した費用の負担については、玉東町の負担とする。

5 損害補償

町長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により、応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また障がい者となったときは、条例で定めるところにより補償するものとする。

第16節 災害廃棄物処理基本計画

災害の発生後には、大量の廃棄物が排出され、一時的な環境の悪化及び迅速な生活機能の回復に支障が生じることが予想される。被災時には生活環境の保全及び災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理により、町民の生活基盤の早期回復と生活環境の速やかな復旧を基本計画に基づき廃棄物等の適切かつ円滑な処理の推進を確保する。

第17節 義援金品募集配分計画

災害等に対する義援金品の募集、保管及び取扱い並びに配分方法は、本計画に定めるところによるものとする。

1 募集要項

玉東町は、熊本県を通じて文書をもって、県内全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、不足している物資について広報を行うこととする。

ただし、衣類の場合、古着についてはその需要を考えてもほとんどないに等しいため、必要としない旨広報を行うものとする。

2 保管並びに配分

① 義援物資の取扱い

災害のため個人または会社、団体等から玉東町及び罹災者に対する義援物資は、役場においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに、義援物資受付整理簿（別記様式第4号）に整理して、すみやかに行政業務協力員を通じて、罹災者に配分するものとする。ただし、衣類については新しい物資についてのみ保管し、古着等必要としない物資は焼却処分するものとする。

② 義援金の取扱い

災害のため個人または会社、団体等から玉東町及び罹災者に対する義援金は、総務課においてこれを受領し、町歳入歳出外現金として、これを厳重に保管するものとする。

配分方法については、義援金配分委員会（災害の状況によって、その都度町長を委員長とし、関係課長及び関係機関をもって構成する。）においてこれを決定し配分するものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて地域の景観に合い生態系を保全し、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対策事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

①河川 河川法第3条による施設等

②砂防施設 砂防法第1条または同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設

③林地荒廃防止施設 山林砂防施設

④地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

⑤急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

⑥道路 道路法第2条第1項に規定する道路

⑦公園 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

②激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

③地方債の元利償還金の地方交付税算入

④地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

5 分担金の徴収

町が行う砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害復旧工事及び治山事業等の災害復旧工事に要する費用の一部に充てるため当該事業による受益者個人または団体から徴収することができる。

分担金の額 町長が定める額

第2節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第1節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進にあたって必要な事項は次のとおりとする。

- ① 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の大きなものは応急復旧その他は査定後施行するものとする。
- ② 前記①の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- ③ 農地等の復旧事業は原則として3ヶ年以内に完了させることとしており、復旧進捗は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- ④ その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3 対策事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- ① 農地 耕作の目的に供される土地(田、畑)
- ② 農業用施設 農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防
- ③ 林業用施設 林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く）
 - イ 林道
- ④ 共同利用施設 農業協同組合、森林組合及び漁業組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。
 - ア 倉庫
 - イ 加工施設
 - ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者共同利用に供する施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- ① 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金

- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- ⑤ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資